

## 常任委員会運営方針

令和7年6月

常任委員会は、本会議で付託された議案・請願や議長から送付された陳情を審査するほか、その所管事項に関して調査することができるものであり、その運営に当たっては、以下の諸点を踏まえて行うこととする。

### 1. 議案の審査について

(1) 議案の事前審査は、原則として行わない。

ただし、議長において必要があると認めたときは、市会運営委員会に諮った上で、事前審査を行うことがある。

(2) 補正予算は、各委員会の所管により分割して審査する。

(3) 他の委員会と関連する議案を審査するときは、当該委員会と密接に連絡を取る。

### 2. 請願・陳情の審査について

(1) 請願・陳情の審査に当たっては、当局に見解を求めるだけでなく、必要に応じて交渉経過等についての報告も求める。

(2) 必要がある場合は、所管局以外の局の出席も求める。

(3) 委員の任期中に一定の結論を見出す努力をすることはもちろん、できる限り早期に、原則として採択・不採択の結論を見出す努力をする。

(4) 長期間審査を継続している請願・陳情については、おおむね3～6か月経過後に、中間的にその状況等を提出者に通知する。

### 3. 所管事項に関する調査について

(1) 所管事項一般については、当局から報告を聴取し、説明を求める。

また、所管施設等の実地視察や行政調査についても有効に活用する。

(2) 所管事項質問の機会をできる限り設け、議会の議決・提言等に係るその後の状況についても適宜追跡調査する。

(3) 委員会であらかじめ決定した調査テーマに関して、当局から報告を聴取し、又は学識経験者等を活用して、調査を行う。

### 4. 特別委員会との関係について

(1) 特別委員会（外郭団体に関する特別委員会、大都市行財政制度に関する特別委員会、未来都市創造に関する特別委員会）の運営方法に鑑み、その調査対象に関連する事項であっても、日常的な審査は、請願・陳情の審査を含めて関係常任委員会で行う。

(2) 議会に経営状況を報告すべき外郭団体（外郭団体に関する特別委員会の所管団

体)が管理する施設等の料金改定で、市民生活に直接関連するものについては、外郭団体に関する特別委員会で、当局から報告聴取する。

#### 5. 委員外議員の発言について

- (1) 委員でない議員が委員会で発言しようとするときは、委員会開会までに、別紙「委員外議員発言申出書」により委員長に申し出る。
- (2) 発言の許否は、委員長が委員会に諮って決定する。
- (3) 発言が許された場合の委員外議員の発言は、委員の質疑が全部終了した後に行う。
- (4) 発言の内容は協議事項に関する質疑に限るものとし、討論や協議事項以外に関する質問(所管事項質問)はできない。

#### 6. その他運営上の留意事項について

- (1) 委員会は、少なくとも月1回開催する。
- (2) 傍聴定員40人の委員会室で開会できるよう、委員長間で日程の調整に努める。
- (3) 議案等の内容が他の委員会の所管局の事務事業と関連の深い場合、審査の方法として連合審査の活用を十分考慮する。
- (4) 前回の委員会以降の出来事等については、委員長が委員会で報告する。
- (5) 委員会審査の過程において資料提出を必要とするときは、委員長は委員会に諮った上で、当局に対してこれを要求する。
- (6) 休憩は、原則として2時間程度ごとにする。  
また、所管局の入替えに際しても、短い休憩(15分程度)を取る。

#### 7. 意見書・要望書等の提出について

意見書・要望書等は、原則として郵送する。

ただし、委員会において必要があると認めるときは、議長の了承を得て、議員が直接提出することができる。

なお、その場合にあつては、主な提出先のアポイントが取れる日に合わせ、必ず責任ある担当者の見解を聴取し得るようにする。

#### 8. 実地視察の実施について

- (1) 実地視察を実施しようとするときは、委員会で視察箇所及び日程を決定し、あらかじめ議長の承認を得る。
- (2) 所管局の事務事業と関連があれば、所管局以外の局や近隣都市の施設等についても視察箇所とすることができる。

## 9. 行政調査の実施について

(1) 行政調査を実施しようとするときは、委員会で調査項目及び日程を決定し、あらかじめ議長の承認を得る。

なお、全委員会が同時期に実施することがないように、委員長間で日程の調整に努める。

(2) 委員会単位での実施が困難なときは、3人以上の委員をもって編成する班単位で実施することができる。

(3) 調査経費は、委員1人につき年額120,000円をもって算出した額を限度とする。

## 10. 学識経験者等の活用について

(1) 所管事項に関する調査のため参考人として学識経験者等を活用しようとするときは、委員会で招致しようとする参考人及び日程を決定する。

(2) 参考人招致のための経費は、各委員会につき年額100,000円を限度とする。

(別紙)

令和 年 月 日

委員外議員発言申出書

委員会

委員長

様

市会議員

月 日の 委員会に出席して、下記事項について  
発言いたしたいので、許可されるよう、会議規則第52条第2項の  
規定により申し出ます。

記

発言内容